

9月25日(水) 移動献血車が来村します!

～多くの生命を救う献血にご協力ください～

現在福島県内では輸血用の血液がたいへん不足している状況にありますので、皆さんのご協力をお願いします。また、献血協力者には後日、血液検査結果が直接届くサービスがあり、ご自身の健康状態の把握にお役立ていただけます。

なお、献血場所と日程は次のとおりです。

場 所	時 間
マーレエンジンコンポーネンツジャパン株平田工場	9:30～10:00
平田村役場	10:45～11:30
三進金属工業(株)福島工場	13:00～14:00
ひらた中央病院	14:45～16:45



献血のできる方

1. 年 齢 満16歳以上70歳未満の方(65歳以上の方は、60歳から64歳までの間に献血された方)
2. 体 重 男性45kg、女性40kg以上の方
3. 血 圧 最高血圧が90mmHg以上の方
4. 間 隔 ①成分献血＝男女とも2週間後
②200ミリリットル献血＝男女とも4週間後
③400ミリリットル献血＝男性12週間後、女性16週間後
5. その他 現在病気や妊娠中(過去6か月以内に妊娠していた方及び産後6か月以内を含む)でない方、また過去に輸血を受けていない方

国保だより

住民課 ☎ 55-3112 (国 保 担 当)

10月1日から新しい保険証となります

○被保険者証を送付します

国民健康保険の方は、10月に保険証が新しいものになります。

送付が9月下旬となり、配達期間が短く10月上旬の受取りになる場合があります。

10月1日から使用する方は、役場住民課にご相談ください。

○記載された内容を確認してください

保険証が届いたら、氏名などの記載内容に誤りがないか確認してください。

記載内容に誤りがあった場合は、自分で訂正せずに住民課にご連絡ください。

○学生保険証の方は申請が必要です

学生用の保険証は、これまで使用していた保険証の返還と、手続きが必要です。

学生の方は、本人の保険証に在学証明書を添えて手続きしてください。

○所得の申告を済ませてください

所得の申告をしていない世帯は、保険税の軽減措置が受けられません。

また、医療費や入院時の食事代などの自己負担額が最高額となります。

所得の申告をしていない場合は必ず申告をしましょう。

○大切に保管してください

保険証は身分証に使用されることも多く、知らないうちに悪用される可能性があります。大切に保管し、紛失しないように心がけてください。

なお、保険証を紛失したり、汚れたりして使用できなくなったときには、申請により再交付を受けることができます。

※有効期限の切れた保険証は、破棄していただくか、役場にご返却ください。



「年金生活者支援給付金制度」がはじまります。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

2019年10月1日から施行され、初回の支払いは2019年12月中旬となります。



給付金はどんな人が
もらえるのかな？

対象となるのは、給付金の種類ごとに、
以下の要件を全て満たしている方です。



【老齢年金生活者支援給付金】

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている。
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である。

金額：月額5,000円を基準に保険料納付期間等に応じて算出される。

【障害年金生活者支援給付金】

- ① 障害基礎年金を受けている。
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である。※1
- 金額：障害等級2級の方 月額5,000円・障害等級1級の方 月額6,250円

【遺族年金生活者支援給付金】

- ① 遺族基礎年金を受けている。
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である。※1
- 金額：月額5,000円

ただし、以下のいずれかの事由に該当した場合は、給付金は支給されません。

- ① 日本に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

※1 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。



給付金は、
一回しかもらえないの？

給付金は、要件を満たしているかぎり、
継続して受け取ることができます。



年金生活者支援給付金に関する一般的なお問い合わせ

「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」

0570-05-4092 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京) 03-5539-2216 (一般電話)

受付時間：月 曜 日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

